

権利擁護支援に関するアンケート調査 ご協力をお願い

対象者の皆さま

《 社会福祉士・弁護士・司法書士 》

平素は、市政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、丹波市では、令和3年3月に策定しました「丹波市の地域福祉を推進するための計画」第2部『丹波市成年後見制度利用促進基本計画』に基づき権利擁護に関する支援体制の構築を図るため、権利擁護支援センターの設置に向けて検討をしています。

権利擁護支援センターとは、高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように権利擁護に関する相談や支援を行ったり、成年後見制度の利用促進を行う相談窓口です。

委員会では、今後どのような相談窓口（権利擁護支援センター）が望ましいのか検討をするため、関係する機関の皆様に調査を実施させていただくこととなりました。

ご回答いただいた結果は、権利擁護支援センターの設置を検討するための基礎資料及び事業の推進のための資料として利用するもので、すべて統計的に処理し、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が他にもれたり他の目的に利用されたりすることは一切ありません。また、お名前やご住所を記入いただく必要もありません。お忙しいところ、誠に申し訳ございませんが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会

..... 調査票ご記入にあたってのお願い

1. このアンケート調査は、約10～15分で回答できます。
2. 回答は、該当する選択肢の番号を選び、その番号をご記入ください。
3. わからない質問には、無理に回答していただく必要はありません。
4. ご回答いただいた後は、12月15日（水）までに丹波市自立支援課橋本宛てにメールにて送付をお願いいたします。

(メールアドレスjiritsushien@city.tamba.lg.jp)

【お問い合わせ】

丹波市役所 健康福祉部 (丹波市氷上町常楽211)

- 自立支援課 担当：橋本秀明 ☎88-5272
- 障がい福祉課 担当：荻野悦代 ☎88-5263
- 介護保険課 担当：荻野幸紀 ☎88-5267

問2-2 日常生活の困りごとや不安なことに対する具体的な内容について。（3つまで回答可）

問2-2

- ① 病気やケガの時に世話や介護をしてくれる人がいない、又は頼めない
- ② 障がいや認知症となった場合、世話をしてくれる人がいない、又は頼めない
- ③ お金（生活困窮、借金）や財産（資産管理）のこと
- ④ 仕事のこと（仕事がない、失業した等）
- ⑤ 虐待や消費者被害に遭っている
- ⑥ 契約行為（施設入所、賃貸借等）について
- ⑦ 何事においても相談できる相手がない
- ⑧ その他（自由記述）

--

問2-3 日常生活の困りごとや不安なことがあると聞いた時、どのように対応しましたか。（3つまで回答可）

問2-3

- ① あなた自身が対応した
- ② 家族や親せきに対応を依頼した
- ③ 所属する事業所の職員が対応した
- ④ 相談窓口・支援機関を紹介した ⇒ 【問2-4】へ
- ⑤ 特に対応していない
- ⑥ その他（自由記述）

--

問2-3で④を選択された方は【問2-4】をお答えください。
④を選択されなかった方は【問3】をお答えください。

問2-4 問2-3で、紹介した相談窓口・支援機関はどこですか。（3つまで回答可）

問2-4

- ① 市役所（介護保険課、障がい福祉課、社会福祉課など）
- ② 地域包括支援センター
- ③ 相談支援事業所
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 法律・福祉分野の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）
- ⑥ 医療機関（病院等）
- ⑦ その他（自由記述）

--

◆日常生活自立支援事業及び成年後見制度について、お答えください。

★日常生活自立支援事業とは

- 判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、通帳・印鑑・公的書類等の保管などを行う制度です。
- 判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方で、本人の利用意思が確認できる方が利用できます。
- 日常生活自立支援事業の相談は社会福祉協議会で行います。

問3 日常生活自立支援事業を知っていますか。【全員】

問3

- ① 内容について知っている
- ② 内容について少し知っている
- ③ 聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
- ④ 聞いたことはあるが、内容は全く知らない
- ⑤ 聞いたこともなく、内容も全く知らない

★成年後見制度とは

- 認知症や知的障がい・精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な人に対して財産管理、契約の代理や取消しなど法定代理人である成年後見人等が日常生活を支援する制度です。
- 本人の判断能力に応じて成年後見、保佐、補助のタイプがあります。
- 成年後見人は、本人の親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家、法人などから選任されます。
- 成年後見制度の申立ては家庭裁判所で行います。

問4 成年後見制度を知っていますか。【全員】

問4

- ① 内容について知っている
- ② 内容について少し知っている
- ③ 聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
- ④ 聞いたことはあるが、内容は全く知らない
- ⑤ 聞いたこともなく、内容も全く知らない

◆成年後見人の支援内容について、お答えください。

問5 成年後見人として被成年後見人等を支援する際、
困っていることはありますか？【全員】
いますか。

問5

- ① ある ⇒ 【問5-2】 へ
- ② ない ⇒ 【問6】 へ

問5で、①を選択された方は以下の【問5-2から問5-3】をお答えください。
②を選択された方のみ【問6】をお答えください。

問5-2 困っている具体的な内容は何ですか？

問5-2

- ① 今後の暮らしのあり方を考えること（身上監護）
- ② 必要な手続きや契約行為
- ③ 金銭や財産の管理
- ④ 医療機関から医療行為の同意を求められる
- ⑤ 身元保証人や身元引受人を求められる
- ⑥ 死亡後の手続きを求められる
- ⑦ 支援者との連携
- ⑧ 家庭裁判所とのやりとり
- ⑨ 受任している人数が多い
- ⑩ その他（自由記述）

問5-3 成年後見人としてサポートしてほしい内容は何ですか？

問5-3

- ① 今後の暮らしのあり方を考える際の支援（身上監護）
- ② 本人の意思と支援者の思いのすり合わせのための支援
- ③ 報酬補助
- ④ 福祉サービスの利用支援
- ⑤ 法的手続きの支援
- ⑥ 本人を支援するための本人情報の提供
- ⑦ 本人を支援するための医療や福祉等に関する情報の提供
- ⑧ 支援者とのつながり作り
- ⑨ 受任できる専門職の増加
- ⑩ その他（自由記述）

◆権利擁護支援センターについて、お答えください。

★権利擁護支援センターとは

- 高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように権利擁護に関する相談や支援を行う窓口のことです。
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談、研修会等の広報や啓発、弁護士や司法書士等の法律職による専門相談、成年後見制度に関する情報提供・申立ての支援等を行います。
- 兵庫県内では、21市町で設置されています。（R2.11.1時点）

問6 権利擁護支援センターが設置された場合、
期待する役割は何ですか。（3つまで回答可）【全員】

問6

- ① 研修会、住民学習などの広報・啓発
- ② 常時開設の相談窓口による相談・支援
- ③ 法律職や福祉職による専門相談会
- ④ ケアマネジャーや相談支援専門員など支援者への支援
- ⑤ 成年後見制度の利用支援（相談、申立て支援、情報提供など）
- ⑥ 法人後見事業（社会福祉法人やNPO法人などの法人が後見人に選任されること）
- ⑦ 市民後見人（研修を受けた市民が後見人に選任されること）の育成・活動支援
- ⑧ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
（福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって本人を支える体制）
- ⑨ その他（自由記述）

--

問7 丹波市に権利擁護支援センターが設置された場合、
成年後見制度や権利擁護に関することを相談して
みたいと思いますか。【全員】

問7

--

- ① はい
- ② いいえ
- ③ どちらでもない

問8 今後、権利擁護支援について、周知・啓発を行うため
講演会等を開催することを検討しています。
講演会等で聞いてみたい内容はありますか。【全員】

問8

- ① 悪徳商法や消費者被害について
- ② 虐待（高齢者虐待や障害者虐待）について
- ③ 借金問題や多重債務について
- ④ 成年後見制度について
- ⑤ 相続や遺言などについて
- ⑥ その他

※ 回答は以上となります。

お忙しいなか、ご協力いただきありがとうございました。